

事件対応・経過

月 日	内 容
10月18日（金）	・市職員を工事情報漏洩の疑いで強制捜査との新聞報道を受け、市長、副市長等による緊急会議を開催。
	・市職員及び元職員が市工事の発注に関して「官製談合防止法及び公契約関係競売入札妨害」の容疑で逮捕。これを受け市長臨時記者会見を開催し謝罪。
10月19日（土）	・県警による庁舎内家宅搜索。
10月20日（日）	・緊急部長会議を開催。市長より服務規律及び綱紀の粛正について徹底するよう訓示。
10月21日（月）	・緊急全体幹部会議を開催。市長より訓示。 ・市長より全職員あて「綱紀・服務規律の厳守について」通知。
	・市議会会派代表者会議において職員及び元職員の逮捕について報告。
10月24日（木）	・副市長より所属長あて「職員の綱紀粛正について」通知。職員の指導を徹底するよう指示。
	・市長定例記者会見冒頭において、改めて市長より市民・議会・関係の皆様に対し謝罪。
	・市議会全員協議会において、経過及び再発防止に向けた今後の取り組みについて報告。

（参考）

○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

（職員による入札等の妨害）

第八条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

○刑法

（公契約関係競売等妨害）

第九十六条の六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

沼津市不祥事再発防止対策本部会議

令和元年10月18日、市職員が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されるという重大な不祥事が発生した。

これを受け、このたびの不正事件の原因の究明、コンプライアンス意識の強化を図り、職員の不祥事の根絶に取り組むため、「沼津市不祥事再発防止対策本部会議」を設置する。

1 目的

市民の信頼回復を目指し二度とこのような事件を起こさないため、不祥事が発生した背景、問題点、課題を検証し再発防止対策に取り組むことを目的とする。

2 組織

(1) 本部会議

本部長 市長

副本部長 両副市長

委員 企画部長、財務部長、市民福祉部長、産業振興部長、生活環境部長、都市計画部長、沼津駅周辺整備部長、建設部長、水道部長、市立病院事務局長、教育次長、危機管理監、他専門的知見を有する外部委員

(2) 部会

① 契約制度検証部会

実態把握及び現行契約制度の検証、改善に取り組む

② 職員倫理部会

実態把握及び職員のコンプライアンス意識、組織力の向上に取り組む

(3) 事務局

財務部総務課、企画部人事課

3 活動内容

- (1) 不祥事が発生した背景の解明
- (2) 再発防止策の策定
- (3) その他必要な事項

契約制度検証部会

1 設置目的

沼津市不祥事再発防止対策本部会議の下部組織として、契約制度における不祥事が発生した背景、問題点、課題を検証し再発防止対策に取り組むことを目的とする。

2 構 成 員

財務部長を部会長とする。部会長は職員の中から部会員を指名する。

- (1) 部 会 長 財務部長
- (2) 部 会 員 契約事務経験者等の職員

3 事 務 局

財務部総務課

4 活 動 内 容

- (1) 契約制度の検証、問題点の整理
- (2) 関係職員への聞き取り
- (3) 契約事務に携わる職員に対する特別研修の実施
- (4) その他

職員倫理部会

1 設置目的

沼津市不祥事再発防止対策本部会議の下部組織として、職員のコンプライアンス意識の欠如による不祥事が発生した背景、問題点や再任用制度の課題を検証し、職員不祥事防止対策行動計画の策定等、再発防止対策に取り組むことを目的とする。

2 構成員

企画部長を部会長とする。部会長は職員の中から部会員を指名する。

- (1) 部会長 企画部長
- (2) 部会員 人事課業務経験者等の職員

3 事務局

企画部人事課

4 活動内容

- (1) 人事・倫理的背景の分析
- (2) コンプライアンス意識の向上のための研修の実施
- (3) 再任用制度の検討
- (4) 職員不祥事防止対策行動計画策定
- (5) その他